

抑天照皇大神乃御弟皇子建速須佐男之命乃御兒玉  
十猛命袁師座弓天乃壁立極三百八十國袁天翔利津々御覽  
巡利座弓拷衾志羅紀乃國尔天降座弓土袁船尔造佐里乘利  
弓出雲國■来乃埃乃川上乃鳥髮乃峰尔大波止共尔翔■上利  
還里座須埴船波伯耆國乃高見乃岭尔藏之在波故礼此處袁  
船乃上山止號久埃乃川上乃源波出雲國仁田郡横田村鳥髮乃  
山与里出五十五里袁經弓伊努乃里与里東尔流礼國中乃海入留  
鳥髮乃山波出雲國伯耆國乃境乃地也此地尔還里行幸座  
弓朕我御心安久平安尔成奴止詔賜比弓韓國乃島波黄金銀■多  
有奴吾御兒乃御須國尔浮寶有良受婆寄流尔佳良士止詔賜弓  
御髯袁拔弓散之給衣婆衫止成利胸毛袁散之給衣婆樟止成里奴止成利尻  
毛袁散志給衣婆被止成利眉毛袁散之給衣婆樟止成里奴止成利尻  
杉止樟止波浮寶尔為流可志止詔賜比人乃噉布可岐八十乃木乃  
種毛皆播岐生之賜比奴故尔御神德尔因弓志御毛奴命止申奉  
留則天下尔船乃造留元乃起利也是象圖袁画起波人皇十一代  
垂仁天皇三年新羅國与利天日槍命献珍宝歸化之弓後神代乃  
埴船袁奉問天皇聞食弓伯耆國船上尔大皇神自御藏  
米賜布止詔宣賜比同五年三月三日舟乃上山乃西南乃方崩流々  
大皇神底世乃國与里乘還利之舟也止御託宜有里道主命尔  
日槍命袁副弓勅使尔遣之其象袁仰見奉留尔上仁些破礼有利  
亦一夜風雨震勦之弓明且伯耆國乃海尔浮武事三日尔志弓海中尔  
隱志座之岐故礼献日槍命其象記也

此所破目

神武天皇乘御廻船  
樟乃丸鑿經七拾八尺三寸 緯三拾五二寸  
雄賀玉木 青和帛 脇舟壹艘尔繫大海涉事如圖 白和帛  
葛城縣主劍根命画写

景行天皇四十年  
皇太子日本武尊東夷征伐之乘御船  
緯八間一尺七寸  
經八間三寸余  
青和帛 八咫鏡 白和帛  
八咫鏡則鐵鏡 厚四寸五分余 徑四尺五寸余

眞賢樹  
青和帛 八咫鏡 白和帛

彦狹島王画写  
神功皇后三韓征平之時津國敏馬山座  
美奴賣大神護奉良武止宣比氏論宣久吾  
桂山尔美杉木有里船尔造良之女給閑乘氏  
行幸那婆幸福有武止宣比神教乃  
随意造良之女氏此神船尔乘御  
給比遂尔新羅袁征平給比奴  
則墨江大神揖取世給布

神教杉船 八咫鏡  
八咫鏡

天武天皇蟲損歎愁叡慮奉詔  
忍壁皇子献令画定古図之通也  
白鳳八年冬十二月九日  
仁明天皇叡慮奉勅於四箇之古図五分一  
献令写定壹卷造於大神々社也  
承和五年春二月三日 正躬王謹書  
右之四箇者 大神之神庫宝卷也  
高倉帝奉命於■神明殿

【読み下し文】

船の起

そもそも、天照皇大神の御弟皇子・建速須佐男之命の御児・五十猛命をひきいまして、天の壁立極ミ、百八十国を天翔りつゝ御覧巡りいまして、拷衾志羅紀の国に天くだりいまして、土を船になさり乗りて出雲国■来の埃の川上の鳥髪（鳥の毛）の峰に大波と共に翔■上り還りいます、埴船は伯耆国の高見の嶺にかくしいますは、これ此の処を船の上山となづく、埃の川上の源は出雲国仁田郡横田村、鳥髪（鳥の毛）の山より出でて五十五里を経て、伊努の里より東に流れ、国中の海に入る、鳥髪（鳥の毛）の山は出雲国・伯耆国の境の地なり、此の地に還り行幸いまして、朕我が御心安く平安に成ぬと詔賜ひて、韓国の島は黄金銀が多く有ぬ、吾が御児の御わす国に浮宝有らずば寄るに佳らじと詔賜て、御髯を抜て散し給えば杉と成り、胸毛を散し給えば桧と成り、尻毛を散し給えば被と成り、眉毛を散し給えば樟と成りぬ、此の如くて杉と樟とは浮宝に為るべしと詔賜ひ、人の嗽ふべき八十の木の種類も皆播き生し賜ひぬ故に、御神徳に因て久志御毛奴命と申し奉る、則天下に船の造る元の起りなり、是象る図を画き起すは人皇十一代・垂仁天皇三年、新羅国より天日槍命珍宝を献じ、帰化して後、神代の埴船を問ひ奉る、天皇聞いつて伯耆国船上山に大皇神自ら御おさめ賜ふと詔のたまひ賜ひ、同五年三月三日、舟の上山の西南の方崩るゝ大皇神底世の国より乗り還りし舟なりと御託宣有り、道主命に日槍命をそえて勅使に遣し、其象を仰ぎ見奉るに、上に些破れ有り、また一夜風雨震動して明且伯耆国の海に浮ぶ事三日にして、海中に隠しいましき、これ日槍命が献ずる其の象の記なり

（図一） 此所破目

（図二） 神武天皇乗御の船

樟の丸鑿、経七拾八尺三寸、緯三拾五二寸  
脇舟一艘に繋ぎ、大海を渉る事、図の如し  
雄賀玉木 青和帛 八咫鏡 白和帛  
葛城県主剣根命画き写す  
景行天皇四十年

（図三）

皇太子・日本武尊東夷征伐の乗御船

経八間一尺七寸  
緯九間三寸余  
真賢樹 青和帛 八咫鏡 白和帛  
八咫鏡則鉄鏡  
厚四寸五分余  
径四尺五寸余  
彦狭島王画写

（図四）

神功皇后三韓征平の時、津国敏馬山座・美奴壳大神護り奉らむとのたまひて、

諭しのたまわく、吾が住山に美杉木有り、船に造らしめ給へ乗て行幸なば幸福有むとのたまひ、神教の随意ならしめて、此神船に乗御給ひ、遂に新羅を征平給ひぬ、則墨江大神楫取せ給ふ

八咫鏡

神教杉船

八咫鏡

天武天皇蟲損歎愁叡慮奉詔  
忍壁皇子古図の通り画き定めせしめて献ずるなり

白鳳八年冬十二月九日

仁明天皇叡慮奉勅、四箇の古図、五分一に写し定めせしめ献じ、一卷大神神社においてなすなり

承和五年春二月三日正 躬王謹書

右の四箇は大神の神庫宝卷なり  
高倉帝奉命於■神明殿

承安元年秋八月十五日 藤原宗長（花押）

拝写

## 【現代語訳】

（■は虫損で判読不能か2文字目の■は木へんに永と干が組み合わさった印字不能文字）

（久志御毛奴命は）天照皇大神の御弟皇子・建速須佐男之命の子供・五十猛命をひきいて、天の壁立極み（より）百八十国を天翔りつゝ御覧になつて、拷衾志羅紀の国（訳者注・新羅国）に天くだり、土を船にして、（それに）乗つて出雲国■来（訳者注・安来力）の埃の川上の鳥髪（うぶかみ）の峰に、大波と共に翔■上つて還つてこられました。埴船は伯耆国の高見の岭にかくしていましたので、その場所を船の上山となづけました。埃の川上の源は出雲国仁田郡横田村（にあります）。（その川は）鳥髪（うぶかみ）の山より出でて五十五里を経て、伊努の里より東に流れ、国中の海に入ります。鳥髪（うぶかみ）の山は出雲国・伯耆国の境の地です。この地に還つてきて行幸し、「私は自分の心が安らかになつた」と詔を述べた。（さらに）「韓国の島には黄金銀が多く有るが、自分の子供のいる国に浮宝（訳者注・船）がなければ寄ることもできないであらう」と詔を述べた上で、御髯（みげ）を抜いて散らせば杉となり、胸毛（むげ）を散らせば桧（ひ）となり、尻毛（しりげ）を散らせば椋（むら）となり、眉毛（まゆげ）を散らせば樟（か）となりました。「このようにすれば、杉と樟は浮宝（訳者注・船）になるであらう」と詔を述べました。（その上）、人の食すべき八十の木（も）の種（たね）も皆播（ま）いて生（な）やしましたので、御神徳（みかみのかみ）にちなんで久志御毛奴命（ひさしのみけぬのみこと）と言（い）はれています。すなわち、天下（よ）における造船（せんせん）の起源（きげん）です。これを象（しるし）る図（ず）を画（え）き起（おこ）すのは、人皇（ひとみかど）十一代・垂仁天皇（すさねの天皇）三年（訳者注・紀元前二十七年力）、新羅国（しんら）より来た天日槍（あめのひぼこ）命（みこと）（です）。（彼は）珍宝（しんぼ）を献（けん）じ、帰化（きけ）した後、神代（かみよ）の埴船（むらふね）について質問（しつもん）しました。天皇（てんかう）は聞き入（い）つて「伯耆国（はくしよ）船上山（ふねのやま）に大皇神（おほみかみ）自ら（みづか）（その埴船（むらふね）を）納（な）めた」と詔（みこと）を述べました。同（どう）五年（ごねん）（訳者注・紀元前二十九年力）三月三日（しんげつさんじつ）、舟（ふね）の上山（やま）の西南（しんなん）の方角（かたが）が崩（くずれ）れて「大皇神（おほみかみ）が底世（そこよ）の国（くに）から乗（のり）つて還（かへ）つてきた舟（ふね）だ」との御託宣（みかみのかみ）があつたため、道主命（みちぬのみこと）に日槍（ひぼこ）命（みこと）を伴（たづな）わせて、勅使（みかどのかみ）として遣（は）わしました。（彼ら（かれら）が）その（船（ふね）の）象（しるし）を仰（うや）ぎ見た（み）たところ、上方（かみかた）に多少（いくばく）の破損（はきん）がありました。また一夜（ひとよ）風雨（ふうう）震（ふる）動（どう）し、明（あ）けてからも（その船（ふね）は）伯耆国（はくしよ）の海（うみ）に三日（さんじつ）間（かん）浮（う）かんでいましたが、（そのうち）海中（うみ）に沈（しず）んでしまいました。これは、日槍（ひぼこ）命（みこと）が（その船（ふね）の）象（しるし）を記（しる）して献（けん）じたものです。

### （図一）此所破目

### （図二）神武天皇乗御の船

樟の丸鑿、経七拾八尺三寸、緯三拾五二寸

脇舟一艘に繋いで大海を涉った状況は図の通りです

雄賀玉木 青和帛 八咫鏡 白和帛

葛城主 剣根 命画き写す

### （図三）景行天皇四十年（訳者注・一一〇年力）

皇太子・日本武尊東夷征伐の乗御船

経八間一尺七寸

緯九間三寸余

真賢樹 青和帛

八咫鏡 則鉄鏡

厚四寸五分余

径四尺五寸余

彦狭島王画き写す

### （図四）

神功皇后三韓征伐の時「津国敏馬山座・美奴売大神が「お護りする」と述べ

ました。（また、彼の神は）「私の住む山には美しい杉の木ありますので、

（その杉の木で）船を造つて乗つて行けば良いでしょう」とも述べました。

（そこで、神功皇后は）神の教えに従つて、この神船に乗つて遂に新羅の征

伐を果たしました。そして、墨江大神に楫を取らせました。

八咫鏡

神教杉船

八咫鏡

天武天皇による（右の図の）虫損の歎愁の歎慮の詔を受け、忍壁皇子が古図の通り「画

定」させて献じました。

白鳳八年（六六八）冬十二月九日 仁明天皇の歎慮の勅を受けて、（正躬王が）四箇の古図を五分之一に「写定」させて献

じ、一卷を大神神社において造りました。

承和五年（八三八）春二月三日 正躬王謹書

右の四箇は大神の神庫宝巻です。

高倉帝の命を■神明殿において受けました。

承安元年（一一七一）秋八月十五日 藤原宗長（花押）

拝写